

条例制定の経緯・条例の内容等

1 条例制定の経緯

目黒区は、交通安全対策として平成28年4月に策定した「第9次目黒区交通安全計画」に基づき、交通安全教室の開催や区報及びホームページなどで交通ルールや運転マナーの啓発等に取り組んでいます。また、自転車の利活用を進めるため、自転車走行環境の整備や自転車シェアリング事業に取り組んでいます。

一方、自転車利用に関しては、信号無視、車道の右側走行、歩行通行の妨害など交通ルール違反やマナー無視といった状態が見受けられます。区内では、平成30年に発生した約500件の交通事故のうち、自転車に関与する事故は約4割を占めています。

ところで、自転車事故を巡っては、歩行者との衝突事故で、9千万円を超える損害賠償の支払いが命じられた事例もありますが、自転車損害賠償保険の加入率は都内では約5割に止まっている状況です。

また、本区の道路状況は、区道の平均幅員が約4.8mと狭く、坂道も多くあります。延長約350kmの区道において交差点が多く存在する一方、区内では電動アシスト自転車やサイクルスポーツ車などスピードの出る自転車も多く利用されています。このような状況の中、自転車利用における安全意識を高め、交通事故を防止していくためには、自転車利用者等が交通ルールや運転マナーを知り、そして守るといった意識改革が最も重要です。

そこで、平成31年4月に自転車の安全利用に係る対応策の検討に着手し、交通管理者である警察署及び庁内関係所管で構成される「自転車の安全利用促進に関する仕組みづくり検討会」において意見交換を行いながら、目黒区自転車安全利用促進条例（仮称）の基本的考え方をまとめました。

その後、目黒区自転車安全利用促進条例（仮称）の基本的考え方に対するパブリックコメントの実施し、その結果を踏まえて、「東京都自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」との整合を図ながら、自転車利用における安全への意識がより高まるよう、「目黒区自転車の安全な利用の促進に関する条例」を令和2年第1回定例会に提案し、可決されました。この条例は令和2年10月1日施行の予定です。

2 条例の目的

自転車は不適正な利用により交通事故等を引き起こし、区民の安全な生活に支障を及ぼすおそれがあることに鑑み、区、区民、自転車利用者その他関係者は、それぞれが自転車の適正な利用に関する理解を深め、その責務を果たすとともに、自転車の安全運転に関する取組を一体的に推進することを「基本理念」として定めました。（条例第3条）

この条例は、その基本理念に基づき、自転車の安全な利用に関して、区、区民、自転車利用者その他関係者の責務を明らかにするとともに、自転車利用者等が講ずべき措置等を定めることにより、自転車の安全な利用の促進を図ることを目的とします。

3 条例の内容

視点1 区、区民、事業者の責務

区の責務

- ・自転車安全利用に関する意識啓発・教育活動を推進します。
- ・自転車安全利用に関する関係団体等の活動を支援します。
- ・自転車損害賠償保険等への加入を促進します。
- ・ヘルメット着用を促進します。
- ・自転車走行環境を整備します。

区民の責務

- ・区、警察署、関係団体等が実施する自転車安全利用に関する施策に協力するよう努めること。

事業者

- ・区が実施する自転車安全利用に関する施策に協力するよう努めること。

視点2 自転車利用者等の責務

自転車利用者

- ・道路交通法等を遵守し、歩行者の安全に配慮して車道の左側端に寄って走行すること。
- ・傘を差し、携帯電話やイヤホンを使用しながら運転しないこと。
- ・盗難防止措置、定期点検、整備に努めること。

保護者の責務

- ・子どもに対して自転車安全利用の指導及び盗難防止の助言に努め、自転車の点検、整備に努めること。

自転車使用事業者

- ・自転車を事業に使用する事業者は、従業員に対して、自転車安全利用の教育、情報提供、法令遵守に必要な措置に努めること。
- ・盗難防止措置、定期的点検、整備に努めること。

自転車小売業者

- ・自転車を購入又は整備する者に対して、自転車安全利用、盗難防止措置、定期的点検、整備に関する助言に努めること。

自転車貸付業者

- ・借受人に対して、自転車安全利用及び盗難防止措置を講じるよう助言に努めること。
- ・定期点検、整備に努めること。

学校等

- ・幼児、児童、小・中学生、高校・大学生に対して、その発達段階に応じた自転車安全利用に関する教育、指導、啓発に努めること。
- ・保護者に対して自転車安全利用の意識啓発に努めること。

視点3 保険加入義務等

【加入義務】

- ・自転車利用者、保護者、自転車使用事業者、自転車貸付業者は、自転車損害賠償保険等に加入しなければならない。

【加入確認等】

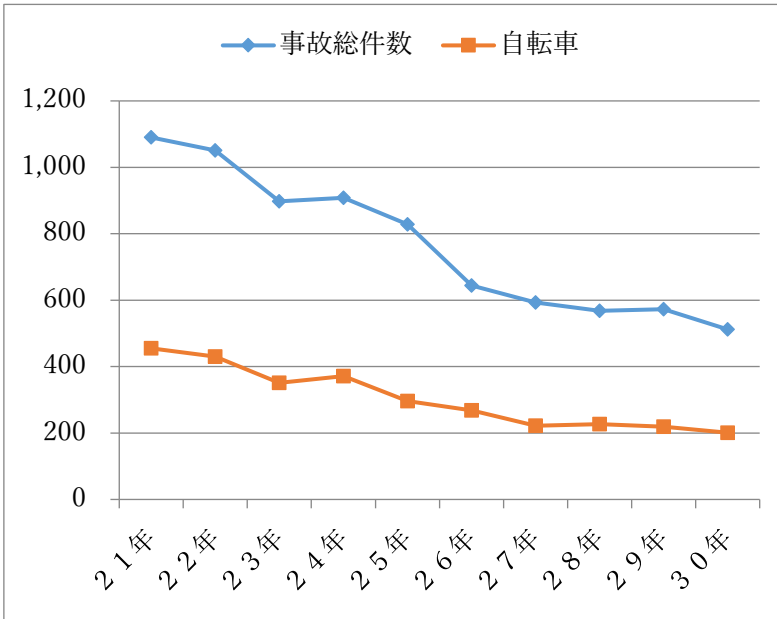
- ・事業者又は自転車小売業者等は、従業員又は自転車購入者等に対して、自転車損害賠償保険等への加入の有無を確認し、必要に応じて加入に関する情報を提供するよう努めること。
- ・自転車貸付業者は、自転車損害賠償保険等の内容に関する情報を提供するよう努めること。

視点4 ヘルメット着用

- ・自転車利用者は、幼児を同乗させるときは、幼児とともに自転車利用者もヘルメットを着用するように努めなければならない。
- ・保護者は監護する未成年者が自転車を利用するときは、ヘルメットを着用させるよう努めなければならない。

4 参考資料

目黒区内の事故・自転車事故件数の推移



平成	事故総件数	自転車事故
21年	1,090	455
22年	1,051	430
23年	898	351
24年	908	371
25年	828	296
26年	644	268
27年	593	222
28年	568	227
29年	573	219
30年	512	201

(補足)

- ・平成 30 年は平成 21 年に比べて交通事故総件数及び自転車事故件数ともに約半減となっています。
- ・交通事故総件数に対する自転車事故件数の割合（自転車事故関与率）は、平成 21 年は 41.7 で 23 区平均を 3.6 ポイント、東京都平均を 4.8 ポイント上回り、平成 30 年は 39.3 で 23 区平均を 0.5 ポイント、東京都平均を 3.2 ポイント上回っています。